変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで六八メートル
変更年月日　平成二十三年十月十三日

名称　稲取港南防波堤灯台
位置
所在地　静岡県稲取港（南防波堤外端）
北緯　三四―四六―二三
東経　一三九―〇二―三八
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで九・四メートル
変更年月日　平成二十三年十月十三日

名称　大根坂港屋東防波堤灯台
位置
所在地　長崎県平戸市（大根坂港屋東東防波堤外端）
北緯　三三―二九―四一
東経　一二九―三三―二〇
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・九メートル
変更年月日　平成二十三年十月十三日

名称　平瀬灯標
位置
所在地　長崎県長崎市（伊王島平瀬）
北緯　三二―四二―四二
東経　一二九―四六―五六
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十三年十月十三日

名称　津久見港西防波堤西灯台
位置
所在地　大分県津久見港（西防波堤西端）
北緯　三三―〇四―四五
東経　一三一―五一―五〇
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十三年十月十三日

名称　裸碆灯台
位置
所在地　宮崎県日南市（尾伏鼻の南東方約七〇〇メートル）
北緯　三一―三三―五四
東経　一三一―二四―五九
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年十月十三日

○海上保安庁告示第二百五十四号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称
位置
所在地　鹿児島県西之表港（防波堤外端）
北緯　三〇―四四―〇五
東経　一三〇―五九―二六
廃止年月日　平成二十三年十月十五日

○海上保安庁告示第二百五十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　西之表港防波堤灯台
位置
所在地　竜王山三角点（広島県福山市）の南南西方約一・五キロメートル
北緯　三四―二二―三四
東経　一三三―一八―一三
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・九メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十三年十月十四日

名称　厚田港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道石狩市（厚田港西防波堤外端）
北緯　四三―二三―四五
東経　一四一―二五―五三
変更した事項
位置　北海道石狩市（厚田港西防波堤外端）
北緯　四三―二三―五三
東経　一四一―二五―三八
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十三年十月十五日

○海上保安庁告示第二百五十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　逢井港西防波堤灯台
位置
所在地　和歌山県有田市（逢井港西防波堤外端）
北緯　三四―〇四―一四
東経　一三五―〇六―〇八
変更した事項
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十三年十月十七日

名称　明石港西外港西防波堤灯台
位置
所在地　兵庫県明石港（西外港西防波堤外端）
北緯　三四―三八―二六
東経　一三四―五八―五九
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで九・七メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十三年十月十四日

名称　厚田港西防波堤灯台
位置
所在地　北海道石狩市（厚田港西防波堤外端）
北緯　四三―二三―四五
東経　一四一―二五―五三
変更した事項
位置　北海道石狩市（厚田港西防波堤外端）
北緯　四三―二三―五三
東経　一四一―二五―三八
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十三年十月十五日

○海上保安庁告示第二百五十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　中磯灯標
位置
所在地　産湯埼（和歌山県日高郡日高町）西端の西方約八〇〇メートル
北緯　三三―五四―五二
東経　一三五―〇四―一二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年十月十八日

名称　高根島灯台
位置
所在地　広島県尾道市（高根島）
北緯　三四―二〇―〇一
東経　一三三―〇四―三六
変更した事項
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで四・六メートル　平均水面上から灯火まで四五メートル
変更年月日　平成二十三年十月十八日

○海上保安庁告示第二百五十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十二月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　五ケ所港宿田曽沖防波堤灯台
位置
所在地　三重県五ケ所港（宿田曽沖防波堤外端）
北緯　三四―一七―三九
東経　一三六―四〇―五八
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・七メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十三年十月十七日